

議会運営委員会会議次第

日 時 令和7年11月28日（金）
午前9時00分～
場 所 第1委員会室

1. 議 題

- ① 一般質問の取り扱い等について
- ② その他

一 般 質 問 通 告 書

令和7年第4回 二宮町議会定例会

二 宮 町 議 会

一 般 質 問 通 告 書

受付日時	令和7年11月19日 午前9時35分
件 名	繰り返す法令違反とモラルの欠如を問う
要 旨	<p>人には間違いがあります。しかし、その誤りを指摘されても改善が見られなかったり、あるいは何度も過ちを繰り返したりしたとしたらどうでしょう。温和な風土を持つ二宮町にあって、元二宮っ子の私も必要以上に厳しいことを言いたいわけではありません。けれども、町行政において法的な義務違反が繰り返され、しかも罰則もなく再発しているという前例があるとすれば、それは地域社会全体の信頼を揺るがす重大な問題です。</p> <p>行政は本来、法令遵守の模範であるべきです。その行政がルールを軽視すれば、町全体の倫理観に悪影響を及ぼします。議員として、それを正すことは職責であり、町民の負託に応える道でもあります。町長をはじめとする該当者には耳の痛い話かもしれませんが、誠意ある明確な答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>村田町政発足から11年。この間、報道などで町として発表せざるを得なかった不祥事や法的義務違反、さらには村田町長自身が公約に掲げながら実現していない退職金廃止の不履行を含めると、少なくとも21件の「良くない報道」が確認されています。昨年6月議会では令和4年からの3年間で10件の不祥事を町が認識しているとの答弁がありました。ここ数年、その発生は加速度的に増加しています。また、退職金廃止の不履行と、卒業アルバム業者による個人情報流出の2件を除いた19件を基に、リスク管理の指標であるハインリッヒの法則をあてはめると、新聞に載らない軽度のミスは約550件、さらに背景にある小さなミスや不適切な対応は5,700件にも上る計算になります。</p> <p>この11年間の稼働日数を約2,650日とすれば、1日あたり2件以上のミスや不適切対応が発生している計算です。特に問題なのは、庁用車の車検切れ・自賠責保険切れといった事案です。町が本来自ら率先して法令を守るべき立場でありながら、基本的な管理を怠り3度も同様の法令違反を繰り返した点は極めて問題であり、事案発生から正式な報告に至る過程とともに副町長から提出された申し入れ書等についても伺います。</p> <p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理体制の実態について。 2. 自賠責保険切れの経緯と対応について。 3. 情報公開と説明責任について。 4. 不祥事に対する処分について。
<p>上記通告いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和7年11月19日</p> <p style="text-align: center;">二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">質問者 二宮町議会議員 大沼 英樹</p>	

一 般 質 問 通 告 書

受付日時	令和7年11月19日 午前10時25分
件 名	二宮町子ども権利条例制定に向けて問う
要 旨	<p>11月3日の町制施行90周年記念事業はかつてない盛り上がりを見せ、今と未来をつくる力強い機運を誇らしく思った。その中でラディアンまるごと子どもまんなか企画の一環でホールでは式典の後、子どもの権利条例制定に向けた啓発として講演会「子どもまんなかって何だろう？」というタイトルで講演会を開催。子ども家庭庁の子どもの権利の政策体现のアンバサダーでもある西崎萌氏の講演と子ども版気候市民会議メンバーを含む3人の中学生と近年新しく子どもたちを応援すべく立ち上がった住民団体（今回のイベントを町と協働で準備してきたにのみや子どもの権利フォーラムや産前産後ケアにもかかる助産師が立ち上げた事業含む）から代表参加の大人4名、さらに子ども家庭庁職員、町担当課長とでパネルディスカッションが行われた。</p> <p>さらに午後からは子どもから大人までがパートナーとして一つの二宮ミライ史物語を上演、郷土の歴史から戦争、人権にかかるテーマにも触れ、子どもたちの生きる今も持ち込みながら心で治めるまちづくりや二宮の人間力を歌い上げ、満場の拍手喝さいを浴びた。</p> <p>議会教育福祉常任委員会の提言であった「協働の子どもの権利条例制定にむけて住民の隅々まで巻き込む文化を醸成する一歩を踏み出したことをうれしく思うところだ。</p> <p>昨年9月に日本の子どもの権利研究の中心的存在である、「子どもの権利条約総合研究所」の理事であり、大学でも教鞭をとられている甲斐田万智子先生の講演とパネルディスカッションで始まった一連の啓発事業だが二宮らしいボトムアップと行政がしっかりと協働してきたことはこの小さな町にふさわしい動きであった。</p> <p>今後は条例制定に向かうプロセス含め、子どもの権利を基盤として子どもの最善の利益を具体的に実現していく中に学校づくり・まちづくり・地方自治を促進する積極的な機能が求められる。</p> <p>これまでと今後について以下の観点で確認したい。</p> <p>要旨1 二宮の社会資源をいかにとらえ制定までのプロセスと制定後の町の未来への効果を見立てているか</p> <p>要旨2 教育行政の今般の子どもの権利にかかる情勢と今後の見通しの受け止めについて確認する</p> <p>要旨3 条例の内容について町内、町外、また日本、世界視野の状況をいかにとらえいかなる体现施策につなげるか</p>
<p>上記通告いたします。</p> <p>令和7年11月19日</p> <p>二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿</p> <p style="text-align: right;">質問者 二宮町議会議員 一石 洋子</p>	

一 般 質 問 通 告 書

受付日時	令和7年11月19日 午後4時40分
件名	二宮町の二酸化炭素排出量を、2030年度に2013年度比で50%削減するために
要旨	<p>二宮町は2025年3月29日、「ゼロカーボンシティ」を表明した。そして同3月に、二宮町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。この計画は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするための長期目標、並びに中期目標として、二酸化炭素排出量を2030年度に2013年度比で50%削減することを掲げた。</p> <p>このゼロカーボンシティを二宮町が実現するためには、町民・事業者・行政（町）が一体となって、ゼロカーボンシティの達成のための取り組みを推進することが不可欠である。行政だけでは当然に限界があるため、それぞれが何をすべきか、検討していかなければいけない。</p> <p>1. まず第一に、できる限り再生可能エネルギーを創出していかなければいけない。二宮町における中期目標では、年間の「太陽光発電による発電量」を3,885MWhから、国のエネルギー基本計画に基づく太陽光発電比率16%である13,064MWhに増加していかなければならないとなっている。これは、残り5年間で、約3倍にまで増やさなければならぬことになる。そのために、まず行政としてやるべきことを確認する。</p> <p>① 公共施設や学校への太陽光パネル設置はどのくらい進んでいるか。 ② 特に新庁舎ではどのくらい太陽光パネルを設置していくのか。 ③ 横浜市では、住宅が密集していてメガソーラーの設置が困難である。そこで新庁舎では、屋根置きは当然として、窓に後付けで太陽光発電パネルも設置している。二宮町新庁舎でも、設置できないか。</p> <p>④ 事業者（企業）への太陽光パネル設置はどのくらい進んでいるか。 ⑤ 次に、町民の自宅の屋根に太陽光パネルを設置してもらわないと中期目標値の13,064MWhには到達しない。町民の自宅の屋根への太陽光パネルの設置は、どのくらい進んでいるか。</p> <p>2. 次に、再生可能エネルギーへの切り替えを行わなければならない。</p> <p>⑥ 現庁舎はすでに再生可能エネルギーへの切り替えを終了しているとのことだが、公共施設や小中学校等の再生可能エネルギーへの切り替えはどのくらい進んでいるのか。 ⑦ 2030年までに、公共施設や小中学校等の再生可能エネルギーへの切り替えをどのように計画しているか。 ⑧ 次に町民にも再生可能エネルギーの利用を行ってほしい。</p> <p>昨年、令和6年3月の総括質疑で行なったが、再生可能エネルギーのRE100に切替ることにより削減できる年間のCO₂排出量は、一般的な家庭一年間で1,578kgである。これは、一般的な1家庭で、杉の木約112本が一年間に吸収する量に相当するので、かなりのCO₂の削減に繋がる。計算してみると、基準年の2013年は、</p>

11万9千tであるから、2030年までに1/2の、5万9千tにしなければならない。2021年は8万8千tであるから、あと2万9千tの削減が必要である。

(8万8千t-CO₂/年-5万9千t-CO₂/年=2万9千t-CO₂/年)

仮に全部の世帯11,760世帯がRE100になると約1万9千トンの削減になる。

(1,578kg-CO₂/年×11,760世帯≒1万9千kg-CO₂/年)

2万9千tの削減が必要な中、全世帯RE100にすることで1万9千t削減できるので、残り1万tにまで近づける。ぜひ町民と検討してもらいたい。

(2万9千t-CO₂/年-1万9千t-CO₂/年=1万t-CO₂/年)

次に、全部の世帯が再生可能エネルギーのRE100に切替るためにいくら電気代が余分にかかるか、チャットGPTで試算した。

二宮町(中郡)「4人世帯/月350kWh 想定」で仮試算を行い、東京電力プラン vs 新電力再エネ100%プランを比較した。

(1) 東京電力標準プラン(従量電灯B) 14,481円/月、

(2) 再エネ100%プラン例(参考:シナネンあかりの森でんき)

実質再生可能エネルギー100%(CO₂フリー)プラン。14,554円/月

東京電力の方が70円/月高めになった。すごく大きい金額差にはならなかった。もし全世帯に70円/月を補助すると補助額は、11,760世帯×70円/月=

823,200円/月で、年間987万円だが、国、県から補助はでないのか。このことをどう思うか。

3. 次に、エネルギー使用量の削減である。エネルギー使用量の削減を行うためには、省エネ型製品、LEDへの切り替えがまずあげられる。すでに二宮町は、町内にある数百数千とある町内の街灯と防犯灯はすべてLEDに切り替えを終えていて、たいへん素晴らしい。では、

⑨ 現庁舎、公共施設や小中学校のLED化はどのくらい進んでいるか。

⑩ 2030年までに、現庁舎、公共施設や小中学校等のLED化をどのようにしていく計画か。

⑪ 町民の自宅や事業所等でのLED化はどのくらい進んでいるのか。

⑫ 町民の自宅や事業所でのLED化は、どのような補助があるのか。

4. 次に、循環型社会の形成ごみの減量化、ごみの資源化、そして資源の循環的利用についてである。

⑬ まず、今現在何を行っているのか。

⑭ 次に、2030年までにどのような計画があるのか。

⑮ 令和6年3月の総括質疑で、使用済み紙おむつの資源化・大人の紙おむつの無料配布と、ペットボトルの再利用を質疑した。ペットボトルの再利用化については、平塚市では、すでに9割がマテリアルリサイクルで、物から物へ再利用、まさに資源の循環的利用ができ、残りの1割もケミカルリサイクルができています。二宮町もペットボトルの再利用を進めてほしいとお願いしました。約2年経つが、進捗状況はどうなっているか。

⑩ ごみの減量化ということで、イベントの際、使い捨て食器を削減しリユース食器を無償で貸し出す、リユース容器貸出事業がある。発泡スチレンシート（PSP）の使い捨てどんぶりは、製造・輸送・使用・廃棄した場合に1個あたりのCO₂排出量は約95gだが、リユース食器のどんぶりを使用した場合には、1回の使用でCO₂排出量を約80g削減でき15gとなる。利用していかないか。

⑪ 二宮町庁舎内においても、新庁舎を待たずに紙の削減、タブレットの導入、例規集の廃止を早急に行うべきだと思うが、新庁舎に先駆けて、できることを進めて行ってはどうか。

5. 最後に、ゼロカーボン宣言についての町民への周知である。

二宮町もエコフェスタにのみやが、20周年記念を迎え、再生可能エネルギーや省エネ技術を体験できるブースを設け、楽しみながら環境問題を学ぶ場を提供している。また、緑のカーテン事業ゴーヤの配布や広報特集号等も組み、頑張っている。今現在、町民はどれくらいゼロカーボンシティのことを認知されているのか。

⑫ 二宮町地球温暖化対策実行計画のなかで、二酸化炭素排出削減には日常生活における節電行動等の省エネルギーが大切となるため、町が例年、町民1,000名を対象に行っている総合戦略アンケートにおいて、デコ活アクションに関する設問を設け、脱炭素に資する環境行動を[実施している(実施したいと考えている)]と回答した者の割合を100%とすることを目標とするとしているが、状況はどうか。

⑬ 毎年、生活環境課では、町立小中学校の児童・生徒に冬休みの宿題として「マイエコ10宣言」(二宮町バージョン)を配布している。これは、たいへん素晴らしい試みなので、大人にも5月のエコフェスタにのみやで、私のエコ宣言「マイエコ10宣言」を行ってもらい、来年のエコフェスタにのみやでどれだけ宣言項目を達成できたか提出してもらおう。そして1年間のCO₂削減量を出してもらおう。そういうことを繰り返して、町民にゼロカーボン宣言を認知してもらおう。CO₂削減を意識してもらおうのに役立つと思うが試してみないか。

上記通告いたします。

令和7年11月19日

二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿

質問者 二宮町議会議員 古谷 健司

一 般 質 問 通 告 書

受付日時	令和7年11月25日 午前10時5分
件名	これからの商工・観光施策
要旨	<p>交付金算定基準となる財政力指数は、令和6年度決算においては0.621となり、住民税や固定資産税などの町税を主とする自主財源は年々減少傾向にあり、国・県からの交付金や町債等の依存財源に頼らざるを得ない財政状況が続いている。町長も「交付金頼みではなく、自由度を増すためにも自主財源の確保が必要」と答弁しており、それには、町内の経済をさらに循環させることが大切だと考える。企業や店舗の活性化、適正な利潤の追求は、税収増による町民サービスの向上、活気ある元気な町、明日が楽しみとなるような魅力ある町づくりに必ずや貢献するものと考えている。観光協会の一般社団法人化を機に、改めて町の姿勢を確認し、皆さんとともにこれからの産業振興策を考えていきたいと思う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 商工会・商店連合協同組合との連携、支援2 観光協会との連携、支援3 アプリ等新たなデジタル活用による発信4 拠点ともなる駅前複合施設整備の状況
<p>上記通告いたします。</p> <p>令和7年11月25日</p> <p>二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿</p> <p style="text-align: right;">質問者 二宮町議会議員 野地 洋正</p>	

一 般 質 問 通 告 書

受付日時	令和7年11月25日 午前10時10分
件名	認知症に対する町の取り組みとこれからの考える
要旨	<p>第6次二宮町総合計画 重点的方針の4には、誰もが自分らしく安全・安心に暮らせるまちづくり「町民全員が一人ひとりの多様性を尊重し、誰一人取り残さない社会、自分らしくいきいきと暮らし続けられるインクルージョンの精神をもった社会の実現を目指します」とあります。</p> <p>過日私のところに、町民の方よりお電話がありました。内容は、ご自分の知り合いの高齢の家族が行方不明になり、未だ見つかっていない。静岡県浜松市が実施しているオレンジシール・オレンジメールを二宮町でもぜひ実施して欲しいとのことでした。オレンジシール・オレンジメールとは、認知症によりひとり歩きのおそれのある高齢者等の事前把握を行うとともに、その人が行方不明になった場合に事故を未然に防止するため、「見守りの目」を地域に行き渡らせ、早期発見・早期保護につなげる事業です。家族等の届出により事前登録を行い、履物などに添付する登録番号付きのオレンジシールが交付されます。</p> <p>このようなことを踏まえ下記のとおり、認知症に対する町の取り組みとこれからのについて伺います。</p> <ol style="list-style-type: none">① ここ数年の二宮町における行方不明者数とその年齢② 認知症の方や家族の方へどのような取り組みをされているのか③ 今後増加していくと思われる認知症の方への対応はどう考えているのか
<p>上記通告いたします。</p> <p>令和7年11月25日</p> <p>二宮町議会議員 前田 憲一郎 殿</p> <p style="text-align: right;">質問者 二宮町議会議員 小林 幸子</p>	

一 般 質 問 通 告 書

受付日時	令和7年11月25日 午前10時20分
件名	障がい者福祉計画の進捗について
要旨	<p>今年度は「第3次障がい者福祉計画」5年計画の初年度であるとともに、実施計画である第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画の中間年でもある。</p> <p>デフリンピックが初めて日本で開催され、聴覚障がい者が広く紹介され、関心を集めることとなっているが、身体障がいをはじめ、知的、精神と障がいの範囲は非常に広く、多様化・複雑化がすすんでいると認識する。第3次福祉計画策定の際のアンケート調査結果を通して、様々な困難な状況が生まれている状況を知ることができるが、障がい者ご自身からも、その支援者の皆さんからも困りごとが寄せられている。関連諸計画の進捗状況と合わせて、次の点を問う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 障がい者の生活を支援している家族・保護者が高齢になるなど、介助・支援が続けられなくなってからはどのようなようになるのか。2. 障がい者の就労率や就労先、定着率などの状況はどうか。3. 適応障害など、障がい者手帳を持たないが、一般就職がむずかしいケースなど境界領域とも言えるケースについての対応はどうか。4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の状況はいかがか。5. 障がい福祉の従事者について担い手の育成・確保の状況はいかがか。 <p>以上</p>
<p>上記通告いたします。</p> <p>令和7年11月25日</p> <p>二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿</p> <p style="text-align: right;">質問者 二宮町議会議員 渡辺 訓任</p>	

一 般 質 問 通 告 書

受付日時	令和7年11月25日 午前11時43分
件 名	地震対策は万全な準備で安心防災の町に
要 旨	<p>要旨1、自治会のない神奈川県住宅供給公社の二宮団地の防災について伺う。</p> <p>二宮団地は5階建ての高層住宅である。</p> <p>2年前まで自治会があって、町の防災訓練は公社と一緒に安否確認をしていたが、自治会がなくなってしまい、日常の広報物の配布をはじめ、災害時の安否確認の方法もなくなってしまった。</p> <p>広報物の配布等は、保全協会が実施しているが、災害時の対応方法等も保全協会を中心に考えることとなっている。</p> <p>しかし、現段階において、いざ地震災害が起きた時の、公社団地の動きが見えないため、民生委員さんをはじめ不安の声が上がっている。そこで、伺います。</p> <p>①県住宅供給公社の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸数、高齢者・単身高齢者の割合などは把握しているか <p>②住民のリスクの把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会が解散したことにより、災害時の安否確認に課題はあるか ・見守りが必要な方の把握に課題はあるか ・団地内の避難上のリスクは可視化されているか（危険箇所等） <p>③公社の防災対策の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社は防災備蓄、災害用資機材として何をどのくらいストックしているか <p>④公社との協力体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社は団地見守りサポーター事業を運営しているが、町と連携できるか ・公社が防災通信等を定期的に発行することは、意識向上に有効だが、実施可能か <p>要旨2、災害時用トイレ等の自助について。</p> <p>私は先日、厚木市のぼうさいの丘に行って厚木市の防災備蓄を学んできましたが、厚木市では携帯トイレの普及啓発に、去年の能登半島地震を受けて、より一層の力を入れています。</p> <p>住民一人が一日5個を三日分、できれば7日分です。2人家族なら3日分で30個。7日分なら70個です。食事は1日採らなくても、水さえあれば何とか乗り切れても、トイレだけは我慢できません。水洗トイレが普及している現在は、上下水道が破壊された場合の対策は住民一人一人の備えが大切です。町の飲料水及び災害時用トイレの現状と対策を伺います。</p>

要旨3. 災害時個別避難計画について

町では、9月29日に二宮町防災会議を実施し、関東農政局や湘南海上保安署長や陸上自衛隊など、二宮町の災害時にはお世話になる団体代表総勢24名の会議を実施しています。その時の議題は4項目ありますが、その中に個別避難計画の進捗とその修正についてを議題としています。そこで改めて、その進捗と修正はどのようなものか確認いたします。

上記通告いたします。

令和7年11月25日

二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿

質問者 二宮町議会議員 小笠原 陶子

一 般 質 問 通 告 書

受付日時	令和7年11月25日 午後3時5分
件 名	利用者が分かりやすく利用しやすい公共施設の運営を
要 旨	<p>二宮町には多種多様な公共施設があり、町の規模からみても比較的多くの施設を維持しています。生涯学習センターや町民センターなどの大規模な貸部屋機能のある施設から、各種スポーツ施設や防災コミュニティセンター、地域集会施設など、町民活動を積極的にサポートするべく維持管理されています。</p> <p>これらの施設においては、経年劣化により改修等が必要になり順次維持管理には多額の経費が捻出されていきますが、今後の在り方として複合化や多機能化、デジタル化などにより効率的な運営を行い、人口減少・少子高齢化などによる利用需要の変化に対応できるように進めていかなければなりません。</p> <p>新庁舎建設に合わせるようにラディアンの大改修も行い、周辺施設の整備計画も続々と控えており、町民の財政計画への不安の声が多く聞かれておりますが、町民からは何が出来て何が無くなるのか、施設全体の数はどうなるのか計画がいろいろありすぎてよくわからないとの声も多く聞きます。</p> <p>町は全体を整理して、施設再編計画を町民に繰り返し分かりやすく説明し、町民の理解を得て利用し易い公共施設にするための更なる工夫が必要であると考えます。地域住民の活動や、健康増進、生涯学習の場として特に会議室や貸部屋機能のある施設を、現状に甘んじることなく今後利便性を高める効果的な施策を進めていくのか問います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町の公共施設再編計画の整理 2. 現状のラディアン、町民センターの運営や開館時間について
<p>上記通告いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和7年11月25日</p> <p style="text-align: center;">二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">質問者 二宮町議会議員 浜井 直彦</p>	

一 般 質 問 通 告 書

受付日時	令和7年11月25日 午後3時8分
件 名	峠公園隣接地の宅地造成計画について
要 旨	<p>百合が丘1丁目の峠公園隣接地における民間建設業者による宅地造成計画を巡っては、令和7年8月23日に突然事業者による説明会が開催され、地域住民からは不信と不安の声が上がっています。説明会は条例に基づき行われており、業者側に瑕疵はありません。然しながら、これまでの経緯に鑑み、住民の声はもっともであり、私も町に対し猛省を促すものです。その経緯とは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・峠公園隣接地における開発計画が最初に明らかになったのは平成24年。県公社所有の当該地を地域住民に周知することなく民間業者に売却していたことから、大々的に住民運動が展開された。 ・開発計画は一旦立ち消えたが、10年以上の時を経て令和6年に再浮上した開発計画において、峠公園の一部と建設業者所有地の交換が含まれていた。 ・これらの経緯に鑑み、事業者による説明会に先立ち町は地域住民に対し意見交換会を開催。地域住民の意見・要望を確認した上で説明会に臨んでいる。また、説明会そのものも、条例が定めた必要最低限のものでなく、広く地域住民に周知の上で、町職員同席のもと、開催している。 ・然しながら、この計画も県からの指摘に対応出来ない等の理由から頓挫することになる。 <p>こうした中で本年、計画が再々浮上する可能性を知った際、これら一連経緯に鑑み、私は事業者が条例で定めた最低限の説明会で済ますことは不適切であり、広く周知するとともに地域住民の意見・要望を訴える場は必要であるとの判断し、町に対し事業者がアクションを起こした際の連絡を約束していましたが、果たされず、結果的に説明会は必要最低限のものとなり、町職員、地域役員の同席もなく、参加者は4名でした。後日この事を知った地域住民からは不信と不安の声が上がっています。そこで以下問います。</p> <p>要旨1 町が約束を果たさなかったことにより、結果的に地域住民からは不信と不安の声が上がっている点について、どう考えるか。</p> <p>要旨2 仮に何らかの理由により現計画が頓挫する等により、事業者が再度説明会を開催することになった場合、事前に地域住民が意見・要望等を訴える場が設けられるよう、配慮することを約束頂けるか。</p> <p>要旨3 地域住民の不信と不安の声を受けて、説明会の再度開催が必要と考え、事業者と町に対しこれを求めるが受け入れられず、これまでの経緯に鑑み、町長の判断を求めるため面会を申し出ましたが受け入れられませんでした。面会しただけなかった理由の説明を求める。</p>

件名	ラディアンホール特定天井の安全対策
要旨	<p>村田町政は新庁舎建設を推進する一方で、既存施設に対する維持管理が杜撰である点を、令和7年第2回定例会並びに第3回定例会において指摘してきたところです。町が管理する多くの施設で雨漏りがする現状の背景には、定期検査において再三にわたり屋上劣化が指摘されながらもこれを放置していたことが情報公開請求の結果、明らかになりました。こうした中で最も看過できないのはラディアンホール並びにモールの特定天井の安全対策です。特定天井とは、東日本大震災での天井落下事故を受けて、2014年4月に施行された建築基準法の改正により定められた、「脱落によって重大な危害が生じる恐れのある吊り天井」のことで、ラディアンホール並びにモールの天井がこれに該当します。</p> <p>2020年に実施した耐震診断の結果、「天井の耐震設計及び耐震改修工事の検討を要する」との指摘を受けていますが、町は対応を怠ったまま5年以上放置しています。令和7年第2回定例会でこの点を指摘したところ、「周知の方法を考えてみたい」との答弁。この結果、館内複数個所にポスターを掲示することになりました。然しながらこれでは診断結果を周知していることにはならないと考え、第3回定例会でその点を指摘しましたが、納得のいく答弁は得られていません。そこで以下問います。</p> <p>要旨1 ラディアン利用者36名に対し、「特定天井を巡る一連の経緯を説明のうえで、館内掲示ポスターに気付いているか？ このポスターにより指摘されている危険性は十分に伝わるか？ 診断結果が町民に周知されていないことは問題か？」といったアンケート調査を敢行した。アンケート結果に関心はあるか。</p> <p>要旨2 国交省は令和7年3月18日付で発出した事務連絡「大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落対策の徹底について」の中で既存不適格の天井の改修を促進するため、特定天井の改修に係る補助上限額の引き上げなどの見直しを行っている。この制度を利用して、ラディアンの特定天井の改修に関しては前倒しで直ちに工事を開始すべきと考えるがいかがか。</p> <p>要旨3 要旨1に示したアンケート結果に見られる利用者の求めに鑑み、要旨2の改修工事を直ちに開始できない場合、落下防止ネットなど物理的対策を講ずるべきと考えるがいかがか。</p> <p>要旨4 要旨1に示したアンケート結果に見られる利用者の求めに鑑み、旨3に示した物理的対策を講じない場合、JACCAの指摘を、公報で広く全町民に周知するとともに、館来館者が直ちに把握できるように館内に表示すべきと考えるがいかがか。</p>

件名	温水プールの業務日誌保存状況について
要旨	<p>文書保存期限を巡っては、令和7年第3回定例会において「予算執行を伴うものや一般的な文書の多くは5年保存が通例となっている。」としたうえで「過去の不具合箇所の特定期間や修繕履歴等については重要であると思いますので、後々もその内容が確認できるよう、保存方法を含め検討していきたい。」との答弁があります。状況によっては現行で定めている期限以上の保存の必要性に言及したものです。然しながら温水プールの業務日誌を巡って、現行定められている保存期限すら守られず、文書が紛失している可能性があるとの説明を受けました。そこで以下問います。</p> <p>要旨1 紛失の可能性があるとする温水プールの業務日誌を巡り、現時点の確認状況の説明を求めます。</p> <p>要旨2 紛失の可能性があるとする温水プールの業務日誌を巡り、仮に紛失していることが確認された場合の責任の所在について説明を求めます。</p> <p>要旨3 温水プール天井崩落の原因究明めぐり、保全協会は「ダクト破損は要因の一つ」としたうえで「結露は1階2階含め全館で発生していた。当時の管内業務担当者も確認している」として広範にわたる結露が崩落に与えた影響を示唆しています。管内業務担当者とは具体的に誰で、業務日誌にて確認された事実を報告していたのか。</p>
<p>上記通告いたします。</p> <p>令和7年11月25日</p> <p>二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿</p> <p style="text-align: right;">質問者 二宮町議会議員 松崎 健</p>	

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第13条第2項の規定に基づき提出する。

令和7年11月28日

二宮町議会議長 前田 憲一郎 殿

提出者	二宮町議会議員	小笠原 陶 子
賛成者	同	小 林 幸 子
同	同	一 石 洋 子
同	同	羽 根 かほる
同	同	根 岸 ゆき子

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約（日本は1985年に批准）の実効性を高めるため1999年に国連で採択された附属の条約である。女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続を定めている。批准により、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができるものと考えられる。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にある。各国における男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数の2023年の日本の総合順位は、146か国中125位であった。第5次男女共同参画基本計画でも「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と規定されていたが、2025年のジェンダー・ギャップ指数は依然、118位に留まっているところである。

現在、男女間の賃金格差等の様々な男女格差に係る問題に対し、さらに改革を進めることが期待される中、女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。

よって、国におかれては、前述の趣旨を踏まえ、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年11月28日

提出先

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口昌一
内閣総理大臣 高市早苗
総務大臣 林芳正
法務大臣 平口洋
外務大臣 茂木敏充

内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画） 黄川田仁志

神奈川県中郡二宮町議会議員 前田 憲一郎

令和7年第4回二宮町議会定例会

(第1日目)

議事日程(第1号)

令和7年11月28日 午前9時30分開議

- | | | |
|-----|----------------|---|
| 第1 | | 署名議員の指名について |
| 第2 | | 会期の決定について |
| 第3 | 議員提出
議案第3号 | 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について |
| 第4 | 令和7年
陳情第8号 | 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情 |
| 第5 | 令和7年
陳情第9号 | 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情 |
| 第6 | 令和7年
陳情第10号 | 消費税率の速やかな引下げを国に求める意見書を提出することを求める陳情 |
| 第7 | 町長提出
議案第54号 | 教育委員会委員の任命について |
| 第8 | 町長提出
議案第55号 | 二宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第9 | 町長提出
議案第56号 | 二宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第10 | 町長提出
議案第57号 | 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 町長提出
議案第58号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 町長提出
議案第59号 | 二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 町長提出
議案第60号 | 二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第14 | 町長提出
議案第61号 | 二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 町長提出
議案第62号 | 二宮町火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 第16 | 町長提出
議案第63号 | 二宮町在宅障害者福祉手当支給条例を廃止する条例 |
| 第17 | 町長提出
議案第64号 | 消防庁舎大規模改修工事請負契約の変更について |
| 第18 | 町長提出
議案第65号 | 令和7年度二宮町一般会計補正予算(第5号) |
| 第19 | 町長提出
議案第66号 | 令和7年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 第20 | 町長提出
議案第67号 | 令和7年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 第21 | 町長提出
議案第68号 | 令和7年度二宮町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 第22 | 町長提出
議案第69号 | 令和7年度二宮町下水道事業会計補正予算(第1号) |